

健康づくり推進に向けた包括連携に関する協定書

山口労働局（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（中国支店取扱い；以下「乙」という。）は、相互の連携・協力に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の密接な連携・協力を図り、働く世代の健康づくりを推進することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力を図るものとする。

- (1) 働く世代の健康保持増進に関すること
- (2) 健康経営の普及・促進に関すること
- (3) 熱中症対策に関すること
- (4) 女性の健康維持増進に関すること
- (5) その他、前条の目的の達成に資すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うものとし、具体的な連携事業については、甲乙協議の上、その内容を別途定めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定の履行に際し知り得た相手方の秘密情報を、相手方の承諾を得ずに第三者に開示し、又は本協定の履行以外の目的に利用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後においても、前項に規定する義務を負う。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。

ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による申し出がなされないときは、その有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙はその都度誠意を持って協議し、決定する。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和6年7月29日

甲 山口県山口市中河原町6番16号
山口地方合同庁舎2号館
山口労働局

局長

友住 弘一郎

乙 広島県広島市西区楠木町1丁目14番31号
大塚製薬株式会社
ニュートラシューティカルズ事業部 中国支店

支店長

迫上 智博